

事業主の皆様へ

商店・オフィス・飲食店などから出る

事業系ごみの処理方法

(事業系一般廃棄物)



高槻市

もくじ



廃棄物ってどう処理するの？

- 事業者責任と廃棄物の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 産業廃棄物とその処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 事業系一般廃棄物とその処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 事業系一般廃棄物許可業者のご紹介・・・・・・・・・・ 6
- 事業者によっては市役所に届出が必要です・・・・・・・・ 8

ごみ減量・リサイクルを進めよう！！

- 高槻市のごみの現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 一般廃棄物再生利用指定業者のご紹介・・・・・・・・・・ 11

事業所から出るごみは、自ら処理をする責任があります

- ★事業活動から発生したごみは、事業者自らの責任において適正に処理することが法により義務付けられています。

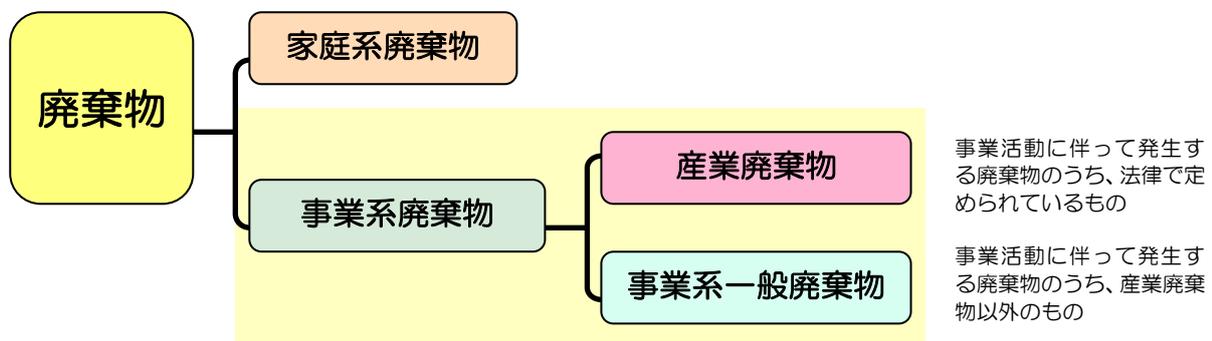
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第3条）

（事業者の責務）

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

廃棄物の区分



事業系廃棄物は、高槻市では収集しません。

- ★事業活動に伴って出る事業系の廃棄物は、事業者が自ら処理するか、許可業者に処理を委託してください。
- ★事業系廃棄物は少量であっても、家庭ごみの集積場所に出すことはできません。このような行為は、不法投棄にあたり違反者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれを併科されます。

産業廃棄物とは

産業廃棄物の種類（★印については業種の限定があります）（法第2条第4項・施行令第2条）

	種類	例
1	燃え殻	使用済み炭、その他の焼却残渣等
2	汚泥	製造工程、排水処理等での泥状のもの
3	廃油	てんぷら油、自動車オイル、マシン油、溶剤、タールピッチ等
4	廃酸	廃硫酸、廃塩酸、写真定着液等、全ての酸性廃液
5	廃アルカリ	廃ソーダ液、写真現像液等、全てのアルカリ性廃液
6	廃プラスチック類	発泡スチロール、廃タイヤ、プラスチック製品等
7	紙くず【★】	【★①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたものに限る）、②パルプ・紙・紙加工品製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る）に係るもの、③出版業（印刷出版を行うものに限る）に係るもの、④製本業、印刷物加工業に係るもの、⑤PCBが塗布され、又は染み込んだもの】紙くず等
8	木くず【★】	【★①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたものに限る）、②木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）に係るもの、③パルプ製造業・輸入木材の卸売業、物品賃貸業に係るもの④貨物の流通の為に使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む）に係るもの、⑤PCBが染み込んだもの】木材、木くず等
9	繊維くず【★】	【★①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたものに限る）、②繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係る天然繊維くず（合成繊維は廃プラスチック類）③PCBが染み込んだもの】畳、糸くず等
10	動植物性残渣【★】	【★食料品・医薬品・香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物】魚、卵から、醸造かす、発酵かす、野菜くず、米等
11	動物系固形不要物【★】	【★と畜業においてとさつし、又は解体した獣畜、食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形物状の不要物】食鳥等
12	ゴムくず	天然ゴム（合成ゴムは「廃プラスチック類」）
13	金属くず	金属製品、金属研磨くず、空缶、一斗缶、調理器具類等
14	ガラス・コンクリート・陶器くず	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去により生じたものを除く）、陶磁器くず、レンガくず、せっこうボード等
15	鉱さい	高炉・電気炉等のスラグ等
16	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた各種廃材（もっぱら土地造成の目的となる土砂に準じたものを除く）コンクリート・アスファルトの破片等
17	動物のふん尿【★】	【★畜産農業に係るもの】ふん尿等
18	動物の死体【★】	【★畜産農業に係るもの】死体等
19	ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類特措法に規定する特定施設、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の焼却施設から発生するばいじんであって、集じん施設で集められたもの
20	上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固形化物など）「第13号廃棄物」	

産業廃棄物の処理をするには

- ① 事業者が自ら処理する。（産業廃棄物処理基準を遵守する必要あり）
- ② 産業廃棄物許可業者へ処理を委託する。この場合、事前に書面による委託契約を行い、産業廃棄物を引き渡すときに、産業廃棄物管理票を交付すること等が必要です。

事業系一般廃棄物とは

事業活動に伴って生じた事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物のことです。

特に、前ページの産業廃棄物の種類の表の★印の業種限定がある産業廃棄物を処理する場合、貴社がその業種限定にあてはまらない場合は、事業系一般廃棄物として、処理しなければならないので注意が必要です。

例えば、紙くずは、建設業、紙製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷加工業の事業者が紙くずを排出した場合という業種限定があるため、この業種の事業者が排出する紙くずは産業廃棄物となり、産業廃棄物としての処理が必要になります。しかし、この業種以外の事業者が排出する紙くずは事業系一般廃棄物となり事業系一般廃棄物として処理が必要です。

貴社がどの業種に該当するかは、総務省の日本標準産業分類をご確認ください。



事業系一般廃棄物を処理するには

次の①、②のいずれかの方法で処理してください。

- ① 事業者が自らエネルギーセンターへ搬入する。
この場合は、**事前予約が必要**になります。

(事前予約のしかた)

市ホームページから申請するか、「一般廃棄物運搬届出書」を提出してください。持込希望日の前日の正午（前日が土曜日・日曜日・祝日の場合は直前の平日の正午）が事前予約の締め切りです。

(持込のできる時間帯)

午前9時から正午及び午後1時から午後4時まで

(土曜日・日曜日・祝日は休みです)

(手数料)

10キログラムにつき80円

詳しくは、エネルギーセンター 電話：669-1950

② 高槻市が許可を行っている一般廃棄物収集運搬業者（許可業者）に収集運搬を委託する。

この場合は、下記業者と契約してください。

（高槻市事業系一般廃棄物収集運搬許可業者のご紹介）

（令和4年11月30日現在）

	名 称	電 話	所 在 地	備 考
1	（株）アイデックス	072-650-1988	大阪府高槻市津之江町二丁目22番9号	取引先限定
2	（株）猪名川動物霊園	072-769-0339	兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷51番2号	実験動物
3	岩産業（株）	072-669-6064	大阪府高槻市東天川町五丁目3番1号	
4	（株）オオタカ	072-674-3618	大阪府高槻市上田辺町4番1号402	
5	（株）クリーンナカウエ	072-677-2525	大阪府高槻市唐崎北三丁目54番1号	
6	山永興業（株）	072-685-1117	大阪府高槻市別所新町1番9号山永第一ビル	
7	（株）高浄	072-675-5449	大阪府高槻市須賀町47番19号	
8	（株）多岐産業	072-669-1118	大阪府高槻市前島五丁目495番の6	
9	（有）徳山産業	072-672-0050	大阪府高槻市北大樋町45番1号	
10	都市クリエイト（株）	072-681-0012	大阪府高槻市上田辺町19番8号	
11	宝栄クリーン産業（株）	072-669-6056	大阪府高槻市前島二丁目27番1号	
12	（株）北部カキヨウカビス	072-696-4161	大阪府高槻市上田辺町4番1号	
13	（株）美濃ラボ	0584-66-3657	岐阜県海津市平田町今尾1195番の1	実験動物

事業所でよくある事業系廃棄物の処理の例

一般廃棄物

古紙類



- 新聞・雑誌
- 段ボール
- 紙パック・雑がみ



- 古紙のリサイクル業者か一般廃棄物の許可業者へ委託しリサイクルしてください。
- 機密文書もリサイクル可能です。

生ごみ



- 食品の食べ残し
- 売れ残り
- 調理残渣



- 食品関連事業者は食品リサイクル法に従ってください。
- リサイクルできない場合は一般廃棄物許可業者に委託してください。

一般ごみ



- 汚れた紙
- リサイクルできない紙



- これらのどうしてもリサイクルできないごみは、処理場へ自己搬入するか、一般廃棄物許可業者へ委託してください。

産業廃棄物

●市の処理場には搬入できません

プラスチック類



- 弁当の容器
- ビニール袋
- 発泡スチロール



- できるだけリサイクルしてください。排出する場合は、産業廃棄物許可業者へ委託してください。

缶



- 飲食用の缶
- その他の缶
- 一斗缶

びん



- 飲食用のびん
- 商品の入っていたびん

ペットボトル



- 飲料用ペットボトル
- 調味料用ペットボトル



- できるだけリサイクルしてください。汚れなどによりやむを得ず廃棄する場合は、産業廃棄物許可業者へ委託してください。
- 自動販売機で購入したものは、飲料品の納入業者に引取りを依頼してください。

金属類



- ハサミ・刃物類
- スプレー缶



- できるだけリサイクルしてください。排出する場合は、産業廃棄物許可業者へ委託してください。

不燃物



- コップ等ガラス類
- 陶器・蛍光灯



- できるだけリサイクルしてください。排出する場合は、金属・プラスチック・ガラス製品等は産業廃棄物許可業者へ委託してください。
- 家電リサイクル法対象物はそのルールを守り処理してください。

産業一般廃棄物

大型ごみ



- 机・椅子・ロッカー
- 家電製品



- できるだけリサイクルしてください。木製品は一般廃棄物許可業者へ委託してください。

- 建設工事に伴う木くず等は産業廃棄物です。**

事業者によっては届出が必要な場合があります。

- ★本市条例に規定する事業用大規模建築物の所有者に該当する場合は、廃棄物管理責任者の選任、毎年の減量等計画書及び実績の届出が必要です。

高槻市廃棄物の減量及び適正処理等の推進に関する条例（第11条、第12条及び第13条）

（事業用大規模建築物の所有者の義務）

第11条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者は、当該建築物に係る事業系一般廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、当該廃棄物の減量を図らなければならない。

- 2 事業用大規模建築物の占有者は、当該建築物に係る事業系一般廃棄物の減量に関し、当該建築物の所有者に協力しなければならない。

（減量など計画書の提出）

第12条 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、当該建築物に係る事業系一般廃棄物の処理実績及び減量に関する計画書(以下「減量等計画書」という。)を毎年1回市長に提出しなければならない。

- 2 事業用大規模建築物の所有者は、減量等計画書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（廃棄物管理責任者）

第13条 事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。

高槻市廃棄物の減量及び適正処理等の推進に関する規則（第4条及び第5条）

（事業用大規模建築物）

第4条 条例第11条第1項の規則で定める事業用大規模建築物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 事業の用に供する部分の延べ床面積が3,000平方メートル以上(同一敷地内に2以上の建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。))がある場合にあっては、それぞれの建築物の事業の用に供する部分の延べ床面積の合計が3,000平方メートル以上)の建築物(当該建築物から排出される事業系一般廃棄物が少量であるもののうち、市長が指定するものを除く。)
- (2) 1日当たり250キログラム以上の事業系一般廃棄物を排出する建築物

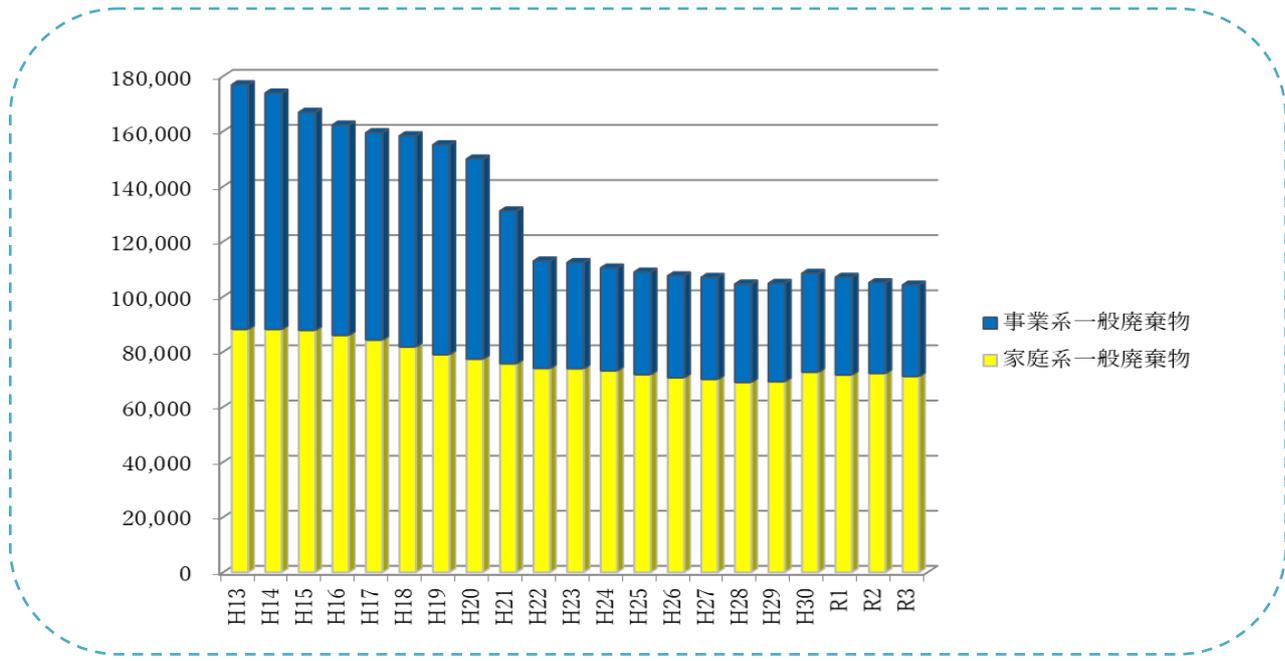
（減量等計画書の作成等）

第5条 条例第12条第1項の減量等計画書は、事業系一般廃棄物減量等計画書(様式第1号)により年度(4月1日から翌年の3月31日までとする。以下同じ。)ごとに作成し、当該年度の5月31日までに提出しなければならない。

高槻市のごみの現状

(高槻市の事業系一般廃棄物の移り変わり)

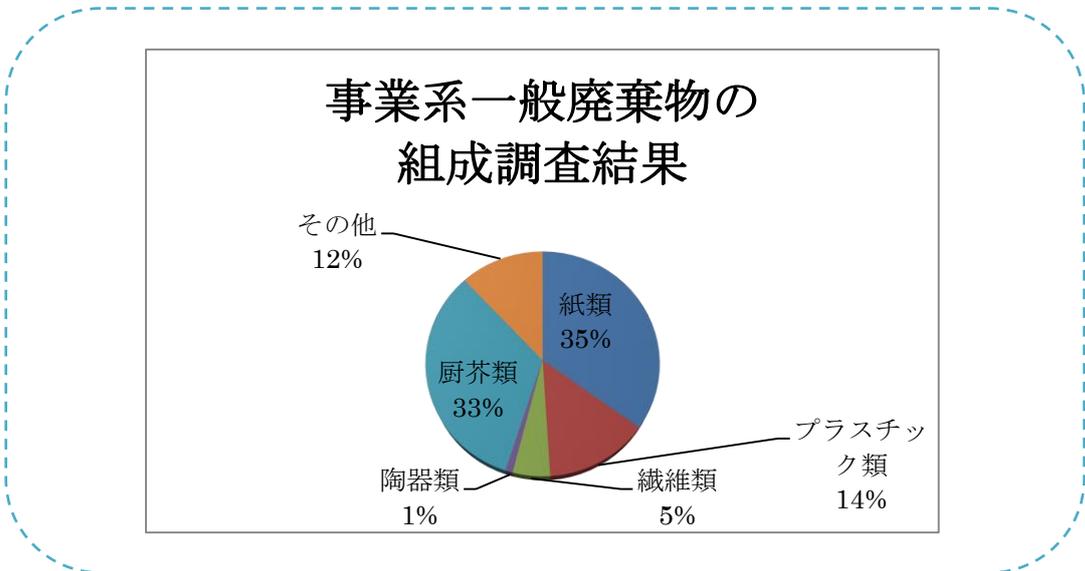
エネルギーセンターに搬入されている事業系一般廃棄物の量は、ピーク時の平成13年度 8万8千 t から令和3年度 3万3千 t と大幅に減少しました。



(高槻市の事業系一般廃棄物のごみの中身は?)

平成26年度に行った事業系一般廃棄物の組成調査の結果から、特に、重量比で紙類約35%、厨芥類が約33%、プラスチック類約14%が含まれていることがわかりました。

これは平成26年度の年間の事業系一般廃棄物の総量から単純にその重量を見積もると、紙類 (1万3,000 t) ・ 厨芥類 (1万2,000 t) ・ プラスチック類 (5,000 t) ものごみが毎年焼却されていることとなります。



（高槻市の事業系一般廃棄物のゆくえ）

本市では、現状を踏まえた上で平成28年度から令和7年度を計画期間として、高槻市一般廃棄物処理基本計画を策定いたしました。

その中で、最終目標年度の令和7年度における市の受入ごみ（家庭系一般廃棄物と事業系一般廃棄物）の減量目標値を次のように決めました。



ごみ減量の3つのポイント

紙類

ダンボール・シュレッダー・紙包装等の紙類はリサイクルしましょう。

厨芥類

食品の加工残渣等の食品廃棄物はリサイクル業者に委託しましょう。

プラスチック類

ビニール等の容器包装は産業廃棄物です。適正に処理しましょう。



次に紹介する業者一覧を参考に、リサイクルを進めよう。

（高槻市一般廃棄物再生利用指定業者のご紹介）

（令和4年11月30日現在）

（食品廃棄物に関するリサイクルを委託する場合）

	名 称	電 話	所 在 地	備 考
1	都市クリエイト（株）	072-681-0012	大阪府高槻市上田辺町19番8号	食品残渣
2	（有）山田肥料商事	06-6728-8621	大阪府東大阪市柏田本町3番28号	魚腸骨
3	（有）浪速商会	06-6731-1535	大阪市生野区鶴橋三丁目1番44号	魚腸骨

（木くずのリサイクルを委託する場合）

	名 称	電 話	所 在 地	備 考
1	大阪府森林組合	072-698-0950	大阪府高槻市大字原1052番地の1	
2	都市クリエイト（株）	072-681-0012	大阪府高槻市上田辺町19番8号	
3	（株）都市樹木再生センター	072-869-0365	大阪府大東市大字龍間698番地	
4	大栄環境（株）	078-857-5185	大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号	
5	（株）前田造園	072-809-2210	大阪府枚方市養父丘一丁目2番26号	

（紙類のリサイクルを委託する場合）

古紙回収業者に委託してください。

（問い合わせ） （住所）高槻市前島三丁目8番1号（エネルギーセンター）
（TEL）資源循環推進課 （072）669-1886
清掃業務課 （072）669-1153
エネルギーセンター （072）669-1950

このリーフレットは、高槻市のHPで公開しています。

高槻市 事業系ごみの処理方法

検索

